

表2-3-1 保険料を年収に完全に比例させた場合

給与階級	給与所得者 (万人)	保険料が課せられて いる給与 ^{*1)} (兆円)	給与総額 (兆円)
2,000万円以下	5,310	198.6	198.6
2,000万円超	22	4.5	7.2
合計	5,333	203.1	205.8

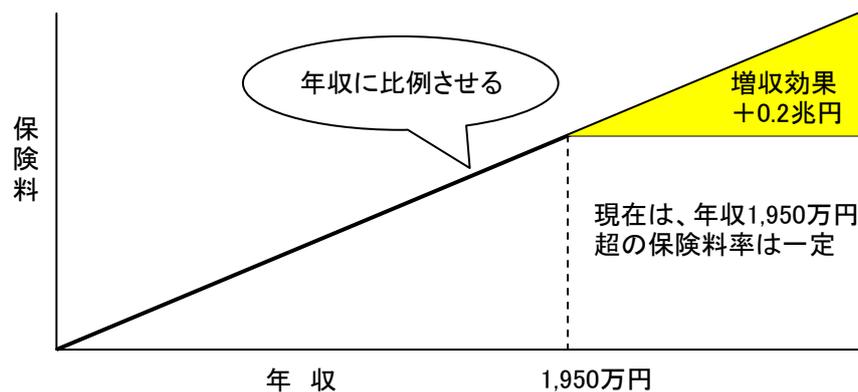
*出所：給与所得者：国税庁「平成19年分民間給与実態調査」

*1) 上限2,000万円で計算

保険料を年収に完全に比例させた場合		(兆円)	
	現状	年収比例の場合	
保険料	14.3	14.5	

*現状の保険料は表2-3-4参照

図2-3-10 被用者保険における保険料のあり方のイメージ



② 国民健康保険において保険料を所得に比例させた場合

国民健康保険についても、基本的に、保険料を所得に比例させる。ただし国民健康保険については、現在の後期高齢者分を含んだ2006年度以前のデータしかない。したがって、一定の条件を仮置きした粗い試算と位置づけ、2008年4月の後期高齢者医療制度施行後のデータが公開され次第、あらためて検討を行なうこととする。

国民健康保険料(税)の計算方法は保険者によって異なるが、世帯単位で、所得割、資産割、均等割(世帯人数分)、平等割(1世帯当たりいくら)が課される。

$$\boxed{\text{所得} \times \text{所得割率}} + \boxed{\text{資産割 (固定資産税}^{*1}) \times \text{資産割率}} + \boxed{\text{均等割} \times \text{世帯人数}} + \boxed{\text{平等割}}$$

*1) 固定資産税または固定資産税額のうち土地および家屋に係る部分